

証券コード 2412
2022年3月14日

株 主 各 位

東京都千代田区大手町二丁目6番2号
株式会社ベネフィット・ワン
代表取締役社長 白石 徳 生

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、ご来場なさらずとも、議決権は書面またはインターネット等によりご行使いただけますので、後記株主総会参考書類をご検討のうえ、お手数ながら後述のご案内に従って、**2022年3月28日（月曜日）午後6時まで**に議決権をご行使いただけますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月29日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 東京都千代田区飯田橋三丁目8番5号
ベルサール飯田橋駅前イベントホール
※末尾の「臨時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

3. 会議の目的事項

【決議事項】

- 第1号議案 合併契約承認の件
- 第2号議案 定款一部変更の件

4. その他株主総会に関する決定事項

代理人による議決権のご行使につきましては、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権をご行使いただけます。また、代理人によるご出席の場合は、代理権を証明する書面を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://corp.benefit-one.co.jp/>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせ

当社臨時株主総会における、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた当社の対応について、以下のとおりご案内させていただきます。

株主様の安全を第一といたし、何卒、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

1. 株主様へのお願い及びお知らせ事項

- (1) 株主の皆様におかれましては、今後も新型コロナウイルス感染症の拡大状況にご留意頂き、本臨時株主総会につきましても健康状態に関わらず、株主総会へのご来場を極力見合わせていただきますようお願い申し上げます。
- (2) ご来場なさらずとも、議決権は書面またはインターネット等によりご行使いただけます。(詳細は、招集ご通知記載の議決権行使についてのご案内をご覧ください。)
- (3) 当日の様子は、後日動画にてご覧いただけます。動画は当社ウェブサイトへアップいたします。

2. ご来場される株主様へのお願い事項

- (1) 例年よりも株主様同士のお席の間隔を広く取るため、十分な席数が確保できない可能性がございますので予めご了承ください。
- (2) 株主様のご体調のご様子によっては受付前に検温させていただき、発熱があると認められる場合には、入場をお断りすることもございますので、予めご了承ください。
- (3) 議場にご来場の株主様におかれましては、受付でのアルコール消毒及び会場内でのマスクの常時着用をお願い申し上げます。
- (4) 臨時株主総会の議事を円滑に執り行うため、ご質問は簡潔をお願い申し上げます。

3. その他当日の運営に関するご案内事項

- (1) 臨時株主総会にご出席の株主様へのお土産はございません。
- (2) 状況に応じて取締役がテレビ会議を通じて参加させていただくこともございますので、予めご了承ください。
- (3) 出席取締役及び運営メンバーは、マスクを着用して対応させていただきますので、予めご了承ください。なお、発言時のみ取締役はマスクを外して対応させていただきますが十分な対応策を取った上で運営させていただきます。

なお、総会当日までの感染状況や政府等の発表内容により運営方法を変更する場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

本臨時株主総会にご出席されず、インターネット等による議決権行使をされる場合は、下記の事項をご確認のうえ、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使について

- (1) 書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）より議決権の行使が可能です。同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインいただき、画面の案内に従ってご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。
- <https://evote.tr.mufig.jp/>
- (2) 行使期限は2022年3月28日（月曜日）午後6時00分までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
 - (3) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効とします。
 - (4) パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
 - (5) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

（ご注意）

- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはありません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部**までお問い合わせください。

【議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関するお問い合わせ先】

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

フリーダイヤル 0120-173-027（通話料無料、受付時間：9：00～21：00）

機関投資家の 皆さまへ

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 合併契約承認の件

1. 吸収合併を行う理由

当社は、2021年10月29日付けで株式会社JTBベネフィット（以下、「JTBベネフィット」）の全株式を取得し子会社化しております。

この度、グループ内で重複するサービスと組織機能の統合推進を加速することでスケールメリットを最大限追求し、経営資源の効率的な配分・活用を通じた業務効率の改善に取り組むとともに、サービスメニューの質的・量的改善にも取り組み、一層の顧客満足向上を目指していくことを目的として、2021年12月23日開催の取締役会において、当社を存続会社とし、JTBベネフィットを吸収合併する旨の合併契約書の締結を決議し、同日付けで合併契約書を締結いたしました。

なお、本合併に伴い、当社においては合併差損が生じる可能性があるため、会社法第796条第2項ただし書及び第795条第2項第1号の規定により、本合併に係る合併契約のご承認をお願いするものであります。

2. 吸収合併契約の内容の概要

当社及びJTBベネフィットが2021年12月23日付けで締結した合併契約の内容は次のとおりです。

合併契約書（写）

株式会社ベネフィット・ワン（住所：東京都千代田区大手町二丁目6番2号）（以下「甲」という。）と株式会社JTBベネフィット（住所：東京都江東区深川二丁目7番6号）（以下「乙」という。）は、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（吸収合併）

第1条 甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として、吸収合併（以下「本件合併」という。）を行う。

（合併に際して交付する金銭等）

第2条 甲は乙の全株式を保有していることから、本件合併に際して、金銭等の交付は行なわない。

（増加する資本金及び準備金）

第3条 本件合併により、甲の資本金及び準備金の額は増加しない。

（効力発生日）

第4条 本件合併の効力発生日（以下「本件効力発生日」という。）は、2022年4月1日とする。ただし、甲及び乙は、本件合併にかかる手続の進行に応じ、必要あるときは、協議のうえ、本件効力発生日を変

更することができる。

(合併承認総会)

第 5 条 甲は、本件効力発生日の前日までに、会社法第795条第1項の規定に基づき、本契約を承認する株主総会決議を行なう。

2 乙は、会社法第784条第1項の規定により、本契約について株主総会の承認を得ずに本件合併を行なう。

(善管注意義務)

第 6 条 甲及び乙は、本契約締結後本件効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理運営を行ない、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行なおうとする場合には、あらかじめ協議のうえ、これを行なう。

(変更及び解除)

第 7 条 本契約締結後本件効力発生日までの間に、甲又は乙の財産又は経営状態に重大な変更が生じたときは、甲及び乙は、協議のうえ、本契約を変更し、又は本契約を解除し、本件合併を中止することができる。

(契約の効力)

第 8 条 第5条第1項に規定する甲の株主総会の承認を得られなかった場合、本契約は、その効力を失う。

(本契約に定めのない事項)

第 9 条 本契約に定める事項のほか、本件合併に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙協議のうえ、これを定める。

本契約の成立を証するため、本契約書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が原本を、乙が写しを保管する。

2021年12月23日

甲： 東京都千代田区大手町二丁目6番2号
株式会社ベネフィット・ワン
代表取締役社長 白石 徳生 ㊞

乙： 東京都江東区深川二丁目7番6号
株式会社JTBベネフィット
代表取締役社長執行役員 中村 一郎 ㊞

3. 会社法施行規則第191条に定める事項の内容の概要

(1) 合併対価の相当性に関する事項

JTBベネフィットは当社の完全子会社であるため、本吸収合併に際して当社は株式その他の対価の交付は行いません。また、本吸収合併による当社の資本金及び資本準備金の額の増加はありません。

(2) 本吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項

該当事項はございません。

(3) JTBベネフィットの最終事業年度に係る計算書類等の内容

JTBベネフィットの最終事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）に係る計算書類等の内容につきましては、法令及び当社定款第14条の定めに従い、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://corp.benefit-one.co.jp/>）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知には掲載していません。

(4) JTBベネフィットの最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

JTBベネフィットの最終事業年度の末日後の日（2021年9月30日）を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容につきましては、法令及び当社定款第14条の定めに従い、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://corp.benefit-one.co.jp/>）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知には掲載していません。

(5) 合併当事会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象に関する事項

①JTBベネフィット

2021年10月21日開催の取締役会決議により、同社株主に対して剰余金として2,823百万円を配当いたしました。また、同社株主に対する債権の精算で5,154百万円の払込を受けております。

②当社

2021年5月12日開催の取締役会決議により、当社株主に対して剰余金として4,785百万円を配当いたしました。また、2021年8月30日開催の取締役会において、JTBベネフィットの全株式を取得し子会社化することを決議し、2021年10月29日に株式の取得を実行いたしました。取得原価は12,177百万円であります。なお、JTBベネフィット株式の取得及び関連する諸費用の支払への充当などを目的として、2021年9月30日開催の取締役会において、株式会社三井住友銀行をアレンジャーとしたシンジケートローン契約を締結することを決議しております。また、2022年2月16日、株式給付信託（BBT及びJ-ESOP）への追加拠出に伴い第三者割当による自己株式18,000株（処分総額69百万円）の処分をし、同日に当該BBT信託及びJ-ESOP信託による株式取得のため69百万円の追加信託をしております。

(6) 本吸収合併が効力を生ずる日以降における当社の債務の履行の見込みに関する事項

本吸収合併の効力発生日後の当社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併後の当社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておられません。したがって、本吸収合併後における当社の債務について履行の見込みがあるものと判断いたします。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、2021年10月29日付けでJTBベネフィットの全株式を取得し子会社化しました。また、2022年4月1日を効力発生日として、JTBベネフィットの吸収合併を予定しております。

つきましては、本吸収合併によりJTBベネフィットの全事業を引き継ぐことから、本吸収合併の効力発生を条件に、2022年4月1日を効力発生日として、当社現行定款第2条（目的）に新たな事業目的を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) ~ (28) (条文省略) (新設) <u>(29)</u> 前各号に付帯関連する一切の業務	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) ~ (28) (現行どおり) <u>(29) 各種セミナー及びイベントの企画、制作及び運営</u> <u>(30)</u> 前各号に付帯関連する一切の業務

以 上

臨時株主総会会場ご案内図

会場：**ベルサール飯田橋駅前** イベントホール

東京都千代田区飯田橋三丁目8番5号 住友不動産飯田橋駅前ビル1階

※「ベルサール飯田橋ファースト」とは異なりますので、ご注意願います。



交通の
ご案内

「飯田橋」駅

東西線 有楽町線 **A2** 出口から徒歩2分
南北線 大江戸線

J R 線 **東口** から徒歩3分

※駐車場のご用意はいたしておりませんので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。